

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

契約手続について

令和2年10月改正建設業法が施行されることから、旭川市建設工事請負契約約款、旭川市調査、測量契約約款、旭川市土木設計契約約款、旭川市建築設計契約約款、旭川市監理委託契約約款を改正しますのでお知らせします。

1 改正内容

今回新たに監理技術者を補佐する者について規定されたところ。現行の約款においても監理技術者や主任技術者、専門技術者の名前を発注者に通知することとしており、監理技術者補佐についても配置する場合はその氏名を通知が必要となります。

改正建設業法において、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことを踏まえ、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とすることを禁止することを規定します。

2 適用時期

令和2年10月1日以後において入札契約する全ての工事

3 新旧対照表（旭川市建設工事請負契約約款、旭川市調査、測量契約約款、旭川市土木設計契約約款、旭川市建築設計契約約款、旭川市監理委託契約約款）

改正後	改正前
<b>旭川市建設工事請負契約約款</b>	
<p>(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 主任技術者（建設業法(昭和24年法律第100号。以下本条において「法」という。)第26条に規定する主任技術者、監理技術者又は専任の主任技術者若しくは監理技術者をいう。以下同じ。) (3) <u>監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</u> (4) <u>専門技術者（法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p>4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、<u>監理技術者等（監理技術者、監理技</u></p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 主任技術者（建設業法(昭和24年法律第100号。以下本条において「法」という。)第26条に規定する主任技術者、監理技術者又は専任の主任技術者若しくは監理技術者をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) <u>専門技術者（法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p>4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。</p> <p>5 現場代理人、<u>主任技術者及び専門技術者は、これ</u></p>

術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は工事監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び工事監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

を兼ねることができる。(新設)

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は工事監督員は、主任技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(新設)

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び工事監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により、乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

旭川市調査、測量契約約款  
旭川市土木設計契約約款  
旭川市建築設計契約約款  
旭川市監理委託契約約款

(業務に係る乙の提案)の次に追加

(適正な履行期間の設定)

第 条の2 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(新設)